

大規模施設等協力金のご案内

県からの営業時間の短縮（以下「時短営業」といいます。）等の要請に応じた、1,000㎡を超える大規模施設やテナント・出店者の皆様に対し、協力金を支給します。

対象地域・対象期間

対象地域	対象期間
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市、鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町	①令和3年8月8日(日)20時～ 令和3年9月12日(日)24時（全36日間） ②令和3年8月14日(土)20時～ 令和3年9月12日(日)24時（全30日間）
茂木町	③令和3年8月16日(月)20時～ 令和3年9月12日(日)24時（全28日間）
那珂川町	④令和3年8月19日(木)20時～ 令和3年9月12日(日)24時（全25日間）
県内全域	⑤令和3年8月20日(金)20時～ 令和3年9月12日(日)24時（全24日間）

対象施設（飲食店を除く）

- 県からの営業時間短縮要請（*）に応じた、建築物全体の床面積が1,000㎡を超える商業施設（生活必需物資販売、生活必需サービスを除く場合があります。）、遊技施設、遊興施設、劇場、集会場 等
 - 要請に応じた大規模施設の一部を賃借し、一般消費者向けに営業するテナント・出店者
- （*）営業時間短縮要請の対象となる施設については、県のホームページで必ずご確認ください。

1日当たりの協力金額

①大規模施設	②テナント・出店者
時短営業に応じた自己利用部分面積1,000㎡ごとに 20万円 × 時短率 （テナント数等により、追加加算があります。）	時短営業に応じた店舗等面積100㎡ごとに 2万円 × 時短率

* 自己利用部分面積＝大規模施設自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分
* 時短率＝短縮した時間／本来の営業時間
（詳細は県のホームページでご確認ください。）

■ お問い合わせ先

大規模施設等協力金コールセンター

028-651-3708（平日午前9時から午後5時まで）

主な申請要件

①大規模施設	②テナント・出店者
1. 栃木県内において営業している、建築物全体の床面積が1,000㎡を超える要請対象施設の運営事業者であること。（国及び地方公共団体その他これに類する法人を除く。） 2. 要請期間中のすべての日で要請に応じた運営事業者であること。 3. 要請以前から午後8時（イベント開催時及び映画館は午後9時）を超えて営業を行っていたが、県の要請に応じて、要請期間の全期間を通して午後8時（イベント開催時及び映画館は午後9時）までに営業時間を短縮したこと。 4. 酒類の提供（利用者による持込みを含む）、カラオケ設備の使用、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等について、県の要請に応じたこと。 5. 催物（イベント等）を開催した場合、特措法第24条第9項に基づき要請された開催制限と同一の人数要件及び収容率等を遵守したこと。 6. 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、感染拡大防止のための適切な取組を実施していること。 7. 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を実施していること。	1. 要請に応じている大規模施設から、その一部区画を賃借して出店しているテナント事業者であること。 2. 当該大規模施設が応じている要請期間に準じて、同様の営業時間の短縮を実施したテナント事業者であること。（当該大規模施設が要請に応じていない場合は「対象外」。） 3. 申請に当たって、協力金の支給対象となる大規模施設に求められる3以降の要件を満たすこと。 * この他、詳細はホームページをご確認ください。

申請受付期間

令和3年9月13日（月）～11月15日（月）

申請方法

①インターネット

ポータルサイトを準備中です。

準備ができ次第、栃木県ホームページでご案内します。

②郵送

申請書及び必要な添付資料を、次の宛先に、簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。（11月15日（月）までの消印有効）

（宛先）〒320-0801 栃木県宇都宮市池上町4-1

栃木県大規模施設等協力金受付センター

※切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

申請書のダウンロード及び詳細については、栃木県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/daikibokyouryokukin.html>



第4 弾栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金

大規模施設等協力金 申請要領

I 協力金の趣旨

県では、令和3年8月8日からのまん延防止等重点措置の適用、さらに8月20日からの緊急事態措置の適用等に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、県内全域の大規模施設（建築物の床面積1,000㎡超の施設）に対して、以下のとおり営業時間の短縮等を要請しました。

この要請に応じて、営業時間短縮に御協力いただいた施設の運営事業者及び当該施設内のテナント・出店者を対象に「新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（大規模施設等）」（以下「協力金」とします。）を支給します。

II 要請内容等

- 要請期間**
- ① 令和3年8月8日（日）から9月12日（日）までの全36日間（茂木町、那珂川町以外）
 - ② 令和3年8月14日（土）から9月12日（日）までの全30日間（茂木町、那珂川町以外）
 - ③ 令和3年8月16日（月）から9月12日（日）までの全28日間（茂木町）
 - ④ 令和3年8月19日（木）から9月12日（日）までの全25日間（那珂川町）
 - ⑤ 令和3年8月20日（金）から9月12日（日）までの全24日間（県内全域）

対象施設 建築物の床面積が1,000㎡を超える、別表1の施設

- 要請内容**
- ・営業時間を5時から20時までとする
（イベント開催時及び映画館は21時までとする）
 - ・酒類の提供（利用者による持込みを含む）を行わない
 - ・カラオケ設備を使用しない
 - ・イベント関連施設等の収容人数については、「イベントの開催についての要請」の人数上限等と同基準とする
 - ・入場者の整理等を徹底する

III 支給対象

以下のいずれかに該当する施設

1 大規模施設

県からの営業時間短縮要請（以下「時短要請」とします。）に応じた、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える別表1の施設。

2 大規模施設内のテナント・出店者等

1の大規模施設の一部を賃借（※1）することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント・出店者（※2）で、大規模施設が時短要請に応じたことに伴い、営業時間の短縮を行った店舗（※3、※4）（ただし、特定百貨店店舗（※5）は除く。）及び、大規模施設に該

当する映画館運営事業者（建築物の床面積が 1,000 ㎡を超えるもの）に映画を配給する映画配給会社。

- (※1) 大規模施設の敷地内等において当該施設運営者等との契約に基づき、移動販売を継続的に行うことも含みます。
- (※2) 飲食店に対する営業時間短縮要請の対象とならないテイクアウト専門店は対象となります。
- (※3) 契約に基づき店舗を設ける予定を有していたが、時短要請を受けて実際に設けることができなかった場合を含みます。
- (※4) 大規模施設が時短営業することにより、やむを得ず時短営業することになった場合は、業種を問わず（生活必需物資販売店を含む）支給対象となります。
- (※5) 百貨店等において、その施設内の店舗の売上が一旦当該百貨店等に計上され、その後分配される契約形態をとっており、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗。
※これに該当する店舗分については、百貨店等運営事業者が手続を行うこととなります。

IV 申請要件

1 大規模施設に対する協力金

次の要件をすべて満たし、申請にあたって同意すべき事項に同意すること。

- (1) 栃木県内において営業している「建築物の床面積が 1,000 ㎡を超える要請対象施設」の運営事業者であること。なお、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除く。
- (2) 要請期間中のすべての日で要請に応じた運営事業者であること。
- (3) 要請以前から午後 8 時（イベント開催時及び映画館は午後 9 時）を超えて営業を行っていたが、県の要請に応じて、要請期間の全期間を通して午後 8 時（イベント開催時及び映画館は午後 9 時）までに営業時間を短縮したこと。
- (4) 酒類の提供（利用者による持込みを含む）を行わないこと。
- (5) カラオケ設備を使用しないこと。
- (6) 入場者の整理等を徹底すること。
- (7) イベントの開催に当たっては、特措法第 24 条第 9 項に基づき要請された開催制限と同一の人数要件及び収容率等を遵守したこと。
- (8) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、感染拡大防止のための適切な取組を実施していること。
- (9) 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を実施していること。
- (10) 要請対象月に、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS 支援事業、栃木県地域企業事業継続支援金や飲食店等に対する時短協力金等の支給を受けていないこと。
- (11) 代表者、役員、従業員又は構成員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」とします。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

2 大規模施設内のテナント・出店者に対する協力金

次の要件をすべて満たし、申請にあたって同意すべき事項に同意すること。

- (1) 要請に応じている大規模施設から、その一部区画を賃借して出店しているテナント事業者であること。

- (2) 当該大規模施設が応じている要請期間に準じて、同様の営業時間の短縮を実施したテナント事業者であること。※当該大規模施設が要請に応じていない場合は「対象外」です。
- (3) 酒類の提供（利用者による持込みを含む）を行わないこと。
- (4) カラオケ設備を使用しないこと。
- (5) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、感染拡大防止のための適切な取組を実施していること。
- (6) 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を実施していること。
- (7) 要請対象月に、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS 支援事業、栃木県地域企業事業継続支援金や飲食店等に対する営業時間短縮協力金の支給を受けていないこと。
- (8) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団等に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

V 支給額

1 大規模施設（建築物の床面積が 1,000 ㎡を超えるもの）に対する協力金

区分	1 日当たりの協力金額	留意事項
共通	自己利用部分面積／1,000 ㎡（単位未満切捨て）×20 万円×時短率（※1） （※1）短縮時間（※2）／本来の営業時間 （※2）短縮時間＝本来の閉店時間－20 時（イベント開催の場合は 21 時） ※30 分以下は 0.5 時間、30 分超 60 分未満は 1 時間とみなす。	・1,000 ㎡を 1 単位とし、単位未満切捨てとする。 ・<u>1,000 ㎡未満の場合は、1,000 ㎡とみなす。</u> 【自己利用部分面積】 大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、時短要請に応じて営業時間短縮を行っている部分の面積。 ※以下は自己利用部分面積に含まない。 ①テナント・出店者の区画及び自ら生活必需物資の販売等を行う時短要請対象外の区画（別表 2 参照） ②直接的にサービス等提供を行わない部分（例）階段、エスカレーター、エレベーター、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、トイレ、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫など ③飲食店営業許可を持って運営する飲食店部分の面積（飲食店等に対する営業時間短縮協力金に該当）
追加 加算 1	＜テナント事業者等把握管理にかかる追加支給＞ テナント・出店者及び特定百貨店店舗の数（≥10）×2 千円×時短率	・「大規模施設内のテナント・出店者に対する協力金」の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗（「Ⅲ 支給対象」を参照）が、合わせて 10 以上存在する大規模施設に限り、追加支給する。 ・1 つの事業者が 1 つの大規模施設において複数

		の店舗を営んでいる場合は、店舗数で数えるものとする。
追加 加算 2	<百貨店等の一定の店舗に係る追加支給> 特定百貨店店舗※の数×2万円×時短率 ※「Ⅲ 支給対象」を参照	・百貨店等のみ追加支給する。 ・1つの事業者が1つの大規模施設において複数の店舗を営んでいる場合は、店舗数で数えるものとする。 ・特定百貨店店舗1店舗あたりの協力金については、最終的に百貨店等運営事業者から特定百貨店店舗に支払われることを想定している。
追加 加算 3	<映画館運営事業者等に係る追加支給> 対象映画館の常設スクリーン数×2万円×上映減少率※ ×2※ ※営業時間短縮により上映できなくなった映画（9時以降の営業時間にかかるもの）の回数／本来上映する予定であった映画の回数 ※映画配給会社分を含みます。	・大規模施設に該当する映画館のみ追加支給する。 ・映画配給会社への支給分は、映画配給会社から委任を受けた映画館運営事業者が一括して申請・受給し、後に映画館から配給会社に分配してください。

2 大規模施設内のテナント・出店者に対する協力金

区分	1日当たりの協力金額	留意事項
テナント ・ 出店者	大規模施設内におけるテナント・出店者の専用の店舗等面積／100㎡（単位未満切捨て）×2万円×時短率（※1） （※1）短縮時間（※2）／本来の営業時間 （※2）短縮時間＝本来の閉店時間－20時（イベント開催の場合は21時） ※30分以下は0.5時間、30分超60分未満は1時間とみなす。	・100㎡を1単位とし、単位未満切捨てとする。 ・100㎡未満の場合は、100㎡とみなす。

VI 申請手続等

1 申請受付期間

令和3年9月13日（月）から令和3年11月15日（月）

2 申請方法

（1）郵送による申請

下記アドレスより申請書類をダウンロードの上、必要な添付書類を添えて郵送してください。

<申請書類のダウンロード>

栃木県公式ホームページ

: <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/daikibokyouryokukin.html>

県公式HP読取用二次元コード



<申請書送付先>

*切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

*簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。

*11月15日（月）までの消印が有効です。

〒320-0801 栃木県宇都宮市池上町4-1

栃木県大規模施設等協力金受付センター 宛て

（2）インターネットによる申請

栃木県公式ホームページにてポータルサイト公開予定。（10月1日（金）予定）

3 申請に必要な書類

別表3のとおり

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。その際は、支給に関する通知を送付いたします。

また、審査の結果、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、不支給に関する通知を送付いたします。

5 問い合わせ先

感染拡大防止の観点から、対面での申請受付・相談は行いません。ご不明な点は下記までお問合せください。

大規模施設等協力金コールセンター

(電話番号) 028-651-3708

(受付時間) 平日 午前9時から午後5時まで

VII 留意事項

- 1 協力金の支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、協力金の返還を求めるとともに、加算金を請求し、施設名等を公表することがあります。
- 2 協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、栃木県は、対象施設等の営業時間の短縮の取組等に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- 4 協力金支給決定後、国や関係市町から本協力金に関連する事業を実施するために、申請情報の求めがあった場合には、申請情報を国や関係市町に提供することがあります。
- 5 他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等から求められた場合は、求めに応じて提供することがあります。
- 6 営業時間短縮要請に応じた大規模施設等として、施設名等を公表することがあります。

別表 1

要請対象施設一覧

1 イベント関連施設等

施設の種類	施設の例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館
集会所・展示場	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	ホテル・旅館
運動施設・遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ
博物館等	博物館、美術館

2 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設等

施設の種類	施設の例
商業施設（生活必需物資を除く）	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など 物品販売業を営む店舗
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター
遊興施設	性風俗店、個室ビデオ店、ライブハウス
サービス業（生活必需サービスを除く）	エステサロン、ネイルサロン

別表 2

営業時間要請対象外の施設の例

生活必需物資販売施設	生活必需サービス	その他
卸売市場	理髪店	幼稚園
食料品売場(移動販売店舗を含む)	美容室	小・中学校
コンビニエンスストア	銭湯（公衆浴場）	高等学校
百貨店（生活必需品（*）売場）	郵便局	高等専修学校・高等専門学校
ショッピングセンター （生活必需品（*）売場）	メディア	特別支援学校
ホームセンター （生活必需品（*）売場）	貸衣装屋	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）
スーパーマーケット	不動産屋	放課後児童クラブ（学童保育）
農産物直売所	火葬場	障害児通所支援事業所
ガソリンスタンド	質屋	老人福祉法及び介護保険法関係の施設・事業所
靴屋・衣料品店	獣医	婦人保護施設
雑貨屋・文房具屋	修理店（時計、靴、洋服等）	その他の社会福祉施設
酒屋・食料品店	ランドリー	大学
本屋	クリーニング店	専修学校（高等専修学校を除く）
自転車屋	ごみ処理関係	日本語学校・外国語学校
家電販売店・家具屋	神社	インターナショナルスクール
花屋・園芸用品店	寺院	自動車教習所
鍵屋	教会	学習塾
自動車販売店・カー用品店		家庭教師
		英会話教室
		音楽教室・絵画教室
		バレエ教室・体操教室
		葬祭場
		図書館
		マンガ喫茶
		ネットカフェ

（*）生活必需品・・・食品、医薬品、医療危機その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材、化粧品、家電製品、本、文房具

別表 3

申請書類一覧

以下の他、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

1 共通（全ての申請者が提出するもの）

	提出書類	備考
①	申請書 ＊全3ページ	・振込口座については、必ず申請者名義の口座を御指定ください。法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。 ・ <u>同意すべき事項</u> については、内容を必ずご確認ください。
②	振込先口座の通帳等の写し	通帳の表紙及び見開きページ（以下の情報が確認できるもの） ・金融機関名（金融機関コード） ・支店名（支店コード） ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人（カナ表記含む） インターネットバンキングの場合は、上記事項の記載されたページの写し
③	本人確認書類の写し	（法人等の場合） ・履歴事項全部証明書、確定申告書等の写し （個人事業者の場合） ・運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）等の写し

2 ＜大規模施設＞及び＜大規模施設に該当する映画館運営事業者＞が提出するもの

	提出書類	備考
①	協力金算定シート（ <u>大規模施設用</u> ）	大規模施設ごとに作成してください。
②	自己利用部分面積算定シート（別紙①）	大規模施設ごとに作成してください。
③	時短率算出シート（別紙②）	大規模施設ごとに作成してください。
④	施設の床面積が確認できる書類	施設全体の面積が確認できる登記事項証明書、大規模小売店舗立地法上の届出（面積表など、建築物の床面積等がわかるページ）、施設平面図等の写しなど
⑤	自己利用部分面積が確認できる書類	＊自己利用部分面積が 2,000 ㎡を超える場合のみ提出 大規模小売店舗立地法上の届出（面積表、求積図、求積表など）、施設平面図等の写し、施設管理台帳など
⑥	営業時間短縮の実施内容が確認できる書類	営業時間短縮をお知らせする店頭チラシや店舗ホームページ、パンフレット、看板の写真など

⑦	要請期間前の本来の営業時間が確認できる書類	店頭チラシや店舗ホームページ、パンフレット、看板の写真など
⑧	テナント・出店者に対する協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗の一覧（別紙④）	大規模施設ごとに作成してください。
⑨	テナント事業者等把握管理にかかる追加支給の対象となるテナント・出店者の店舗名、業種業態、従来の営業時間を確認できる書類	*テナント事業者等把握管理にかかる追加支給を申請する場合のみ提出 テナント管理台帳、店頭チラシや店舗ホームページ、パンフレット、大規模小売店舗立地法上の届出（小売業者一覧、併設施設の面積など）
⑩	特定百貨店店舗であることが確認できる書類	*特定百貨店店舗を有する百貨店のみ提出 特定百貨店との契約書、フロアマップ、店子管理台帳など
⑪	上映減少率算出シート（別紙③）	*大規模施設に該当する映画運営会社のみ提出 映画館ごとに作成してください。
⑫	委任状（映画配給会社用）（別紙⑤）	*大規模施設に該当する映画運営会社のみ提出
⑬	時短要請中に、時短要請に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数が確認できる書類	*大規模施設に該当する映画運営会社のみ提出 映画館の案内やホームページなど
⑭	時短要請中に本来上映する予定であった映画の回数が確認できる書類	*大規模施設に該当する映画運営会社のみ提出 映画館の案内やホームページなど
⑮	常設のスクリーン数を確認できる書類	館内マップなど

3 <大規模施設>内のテナント・出店者が提出するもの

	提出書類	備考
①	大規模施設への出店が確認できる書類	賃貸借契約書等の写し、大規模小売店舗立地法上の届出（小売業者一覧、併設施設の面積など）
②	出店している大規模施設の本来の営業時間が確認できる書類	*大規模施設がとりまとめて提出する場合は不要 店頭チラシや店舗ホームページ、パンフレット、看板の写真など
③	出店している大規模施設の営業時間短縮の実施内容が確認できる書類	*大規模施設がとりまとめて提出する場合は不要 営業時間短縮をお知らせする店頭チラシや店舗ホームページ、パンフレット、看板の写真など
④	店舗の外観がわかる写真	看板などを写して、店舗名がわかるようにしてください。
⑤	協力金算定シート（テナント・出店者用）	

⑥	時短率算出シート (別紙②)	店舗ごとに作成してください。
⑦	テナント・出店者の面積が 確認できる書類	* 自己利用部分面積が 200 m²を超える場合のみ提出 賃貸借契約書、大規模小売店舗立地法上の届出（面積表、求積図、求積表など）、施設平面図等の写しなど
⑧	要請期間前の本来の営業 時間が確認できる書類	営業時間短縮をお知らせする店頭チラシや店舗ホームページ、パンフレット、看板の写真など
⑨	要請期間前の本来の営業 時間が確認できる書類	店頭チラシや店舗ホームページ、パンフレット、看板の写真など
⑩	営業時間短縮の実施内容 が確認できる書類	営業時間短縮をお知らせする店頭チラシや店舗ホームページ、パンフレット、看板の写真など

令和3年 月 日

栃木県知事 様

第4弾栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金

大規模施設等協力金 支給申請書

次のとおり第4弾栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金大規模施設等協力金（以下、第4弾大規模施設等協力金という）の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については、事実と相違ありません。

1 申請者情報

申請 事業者名	フリガナ													
	名称													
申請者の 種別 (選択)	法人	法人番号											(13桁)	
		所在地	〒 —											
	個人	住所	〒 —											
		生年月日	年 月 日											
作成担当者	フリガナ					所属部署								
	氏名													
	連絡先	電話番号： — — メールアドレス： @												

2 振込先情報

金融機関名		金融機関コード						(4桁)		
本・支店名		支店コード						(3桁)		
預金種別	☐ : 普通 ☐ : 当座		口座番号							(7桁)
フリガナ										
口座名義人										

※口座番号が6桁以下の場合、はじめに「0」を記載してください。

※必ず申請者名義の口座を指定してください（申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります）。（裏面に続く。）

フリガナ	
大規模施設の名称	
大規模施設の所在地	〒 —
テナント・出店者の 店舗名及び業種	(テナント・出店者のみ記載) 店舗名 : 業種 :
電話番号	— —
大規模施設の種類	※ <u>以下のうち1つにチェック☑を付けてください。</u> ☐ 劇場等（劇場、観覧場、演芸場、映画館など） ☐ 集会場、展示場 （集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど） ☐ ホテル又は旅館（ホテル・旅館の<u>集会の用に供する部分</u>に限る） ☐ 運動施設・遊技施設 （体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ など） ☐ 博物館等（博物館、美術館 など） ☐ 商業施設（生活必需物資を除く） （大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗 など） ☐ 遊技施設（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなど） ☐ 遊興施設（性風俗店、個室ビデオ店、ライブハウスなど） ☐ サービス業（エステサロン、ネイルサロン）
大規模施設の 建築物の床面積	(大規模施設のみ記載) _____㎡ > 1,000 ㎡

別添「協力金算定シート」により算定した金額を記入してください。

--



同意すべき事項

私は、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に伴う栃木県からの営業時間短縮の要請に対し、申請書記載のとおり全期間を通して協力したので、「第4弾大規模施設等協力金」を申請します。申請にあたっては、下記の内容について、同意します。

記

- 1 申請書の記載内容について、事実と相違ありません。
- 2 県の要請に応じて、営業時間の短縮を実施しました。
- 3 酒類の提供（利用者による持込みを含む）を行っていません。
- 4 カラオケ設備の利用を行っていません。
- 5 入場者の整理等を徹底しました。
- 6 イベントを開催する場合は、人数上限等の基準について県の要請に応じて実施しました。
- 7 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、感染拡大防止のための適切な取組を実施しました。また、引き続きこの取組を実施します。
- 8 栃木県「新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動に基づく取組を実施し、これを遵守しました。また、引き続きこれを遵守します。
- 9 要請対象月に、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS支援事業、栃木県地域企業事業継続支援金を申請・受給していません。
- 10 代表者、役員、従業員又は構成員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」とします。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していません。
- 11 申請内容の証拠書類を保存するとともに、栃木県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 12 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、協力金の返還に応じるとともに、加算金を支払うこと及び店名等を公表することに同意します。
- 13 支給決定後、関係市町が本協力金に関連する事業を実施するために、申請情報の求めがあった場合には、国や関係市町に提供することに同意します。
- 14 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- 15 休業又は営業時間短縮要請に応じた店舗として、店名等を公表することに同意します。

令和3年 月 日

法 人 名 _____

代表者職・氏名 _____

※個人事業主の場合は、「法人名」の記載は不要です。

協力金算定シート（大規模施設用） * 映画配給会社への支給分を含む

1 大規模施設の名称

フリガナ	
施設名	

※以下、色のついたセルを入力すると、金額等が自動計算されます。

2 申請金額算定（1日当たりの支給額）

（1）自己利用部分面積（共通支給分）

①自己利用部分面積【実際の面積】		m ²	(少数点以下切捨て) 別紙①「自己利用部分面積算定シート」から転記
②自己利用部分面積【算定上の面積】 ①が1,000m ² 未満⇒1,000m ² とみなす ①が1,000m ² 超⇒1,000m ² 未満切捨て		m ²	
③算定単位（②÷1,000m ² ）			
④期間中の時短率			別紙②「時短率算出シート」から転記
⑤支給額（200,000円×③×④）		円	千円未満切上げ

別紙④「テナント等店舗に対する協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗の一覧」に記載した店舗数を記入

（2）テナント事業者管理把握分（追加加算分）

⑥テナント店舗数		店	支給対象となる店舗数を計上
⑦特定百貨店店舗数		店	支給対象となる店舗数を計上
⑧店舗数計（⑥＋⑦）		店	※⑧が10以上の場合に限り申請可能
⑨支給額（2,000円×⑧×④）		円	千円未満切上げ

（3）特定百貨店店舗分（追加加算分）

⑩支給額（20,000円×⑦×④）		円	千円未満切上げ
-------------------	--	---	---------

（4）映画館運営事業者分（追加加算分） * 建築物の床面積が1,000m²を超える映画館が対象です。

* 映画配給会社への支給分が含まれています。映画配給会社への支給分は、映画配給会社から委任を受けた映画館運営事業者が一括して受給し、後に映画配給会社に分配してください。

⑪対象映画館の常設スクリーン数		面	
⑫期間中の上映減少率			別紙③「上映減少率算出シート」から転記
(映画館運営事業者分) ⑬支給額（20,000円×⑪×⑫）		円	千円未満切上げ
(映画配給会社分) ⑭支給額（20,000円×⑪×⑫）		円	* 映画館運営事業者から 配給会社に分配

3 申請金額（総額）

申請金額(⑤＋⑨＋⑩＋⑬)		円	左記の金額を申請書に転記
---------------	--	---	--------------

協力金算定シート（テナント・出店者用）

1 テナントについての情報

フリガナ	
テナント等名	

※以下、色のついたセルを入力すると、金額等が自動計算されます。

2 申請金額算定（1日当たりの支給額）

大規模施設内のテナント等店舗に対する協力金

入居している大規模施設名			
①店舗等面積【実際の面積】		m ²	少数点以下切捨て
②店舗等面積【算定上の面積】		m ²	①が100m ² 未満⇒100m ² とみなす ①が100m ² 超⇒100m ² 未満切捨て
③算定単位（②÷100m ² ）			
④期間中の時短率			別紙②「時短率算出シート」から転記
⑤支給額（20,000円×③×④）		円	千円未満切上げ

3 申請金額（総額）

申請金額(⑤+⑧)		円	左記の金額を申請書に転記
-----------	--	---	--------------

別紙①

自己利用部分面積算定シート

※ 1 施設につき 1 枚作成してください。

大規模施設の名称

フリガナ	
施設名	

求積図等に色を塗るなどして、以下の面積がどの部分に該当するかわかるよう工夫してください。

<大規模小売店舗立地法の適用がある施設の場合>

①大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項の店舗面積(※ 1)の合計	m ²
②大規模施設の屋内に存する、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積	m ²
除外する面積	
③テナント・出店者の区画の面積	m ²
④自ら生活必需物資の販売等、生活必需サービスの提供、飲食店等を行う区画の面積	m ²
⑤特定百貨店店舗の区画の面積	m ²
自己利用部分面積(※ 2)【(①+②)－(③+④+⑤)】	m ²

(※ 1)小売業（飲食業を除く。物品加工修理業を含む。）を行うために使用される床面積。

<大規模小売店舗立地法の適用がない施設の場合>

①当該施設の建築物の床面積	m ²
除外する面積	
②テナント・出店者の区画の面積	m ²
③自ら生活必需物資の販売等、生活必需サービスの提供、飲食店等を行う区画の面積	m ²
④特定百貨店店舗の区画の面積	m ²
⑤その他、直接的にサービス等の提供を行わない部分 (例：階段、エスカレーター、エレベーター、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、トイレ、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室や倉庫等)	m ²
自己利用部分面積(※ 2)【(①－(②+③+④+⑤))】	m ²

(※ 2)上記で算出した自己利用部分面積を協力金算定シート（大規模施設用）の①自己利用部分面積【実際の面積】の欄に転記してください。

別紙② 時短率算出シート

※「期間中の時短率」とは
1日ごとに算出した「短縮した営業時間/本来の営業時間」の数値を合算した値

- *原則、エクセルシートの自動計算をご使用ください。
- *黄色のセルに入力してください。
- *5:00から29:00までの時刻を記入してください。（24時間営業の場合は A 5：00、B 29:00と記入）
- *30分以下は0.5時間、30分超60分未満は1時間とみなします。
- *定休日の場合は何も記入しないでください。
- *該当する要請期間についてのみ記入してください。

要請期間

① 令和3年8月8日（日）から9月12日（日）までの全36日間（茂木町、那珂川町以外）

② 令和3年8月14日（土）から9月12日（日）までの全30日間（茂木町、那珂川町以外）

③ 令和3年8月16日（月）から9月12日（日）までの全28日間（茂木町）

④ 令和3年8月19日（木）から9月12日（日）までの全25日間（那珂川町）

⑤ 令和3年8月20日（金）から9月12日（日）までの全24日間（県内全域）☒

①

②

③

④

⑤

対象期間について記載	8月8日 日	8月9日 月	8月10日 火	8月11日 水	8月12日 木	8月13日 金	8月14日 土	8月15日 日	8月16日 月	8月17日 火	8月18日 水	8月19日 木	8月20日 金	8月21日 土	8月22日 日	8月23日 月	8月24日 火	8月25日 水	8月26日 木	8月27日 金	8月28日 土	8月29日 日	8月30日 月	8月31日 火	9月1日 水	9月2日 木	9月3日 金	9月4日 土	9月5日 日	9月6日 月	9月7日 火	9月8日 水	9月9日 木	9月10日 金	9月11日 土	9月12日 日		
A 開店時刻 (24時間表記)																																						
B 本来の閉店時刻 (24時間表記) ※上限29：00まで																																						
本来の営業時間（時間） (B－A)																																						
C 30分以下→0.5時間 30分超60分未満→1時間																																						
D 要請された閉店時刻 (原則20:00、 映画館及びイベント21:00)																																						
時短時間（時間） (B－D)																																						
E 30分以下→0.5時間 30分超60分未満→1時間																																						
E（時間） C（時間） ※小数点第3位以下を四捨五入																																						

合算

期間中の時短率

⇒「協力金算定シート」の「④期間中の時短率」欄に転記

別紙③ 上映減少率算出シート

※「期間中の上映減少率」とは
1日ごとに算出した「時短により上映できなくなった回数/本来の上映回数」の数値を合算した値

- *原則、エクセルシートの自動計算をご使用ください。
- *黄色のセルに入力してください。
- *定休日の場合は何も記入しないでください。
- *該当する要請期間についてのみ記入してください。
- *映画館全体での上映回数をそれぞれ記入してください。

要請期間

- ① 令和3年8月8日（日）から9月12日（日）までの全36日間（茂木町、那珂川町以外）
- ② 令和3年8月14日（土）から9月12日（日）までの全30日間（茂木町、那珂川町以外）
- ③ 令和3年8月16日（月）から9月12日（日）までの全28日間（茂木町）
- ④ 令和3年8月19日（木）から9月12日（日）までの全25日間（那珂川町）
- ⑤ 令和3年8月20日（金）から9月12日（日）までの全24日間（県内全域）☒

①

②

③

④

⑤

	8月8日	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日	8月13日	8月14日	8月15日	8月16日	8月17日	8月18日	8月19日	8月20日	8月21日	8月22日	8月23日	8月24日	8月25日	8月26日	8月27日	8月28日	8月29日	8月30日	8月31日	9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日	9月6日	9月7日	9月8日	9月9日	9月10日	9月11日	9月12日
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
A 当日の上映回数																																				
B 本来予定していた 上映回数																																				
C 時短により上映出来なくな った回数 (B-A)																																				
C (回) B (回) *小数点第3位以下を四捨五入																																				

合算

期間中の
上映減少率

➡ 「協力金算定シート（大規模施設用）」の「⑫期間中の上映減少率」欄に転記

別紙④

テナント・出店者に対する協力金の支給対象となる 店舗及び特定百貨店店舗の一覧

※1 施設につき1枚作成してください。

フリガナ	
施設名	

該当する店舗分のみ記入してください。

	店舗名	業種	本来の 営業時間	短縮後の 営業時間	テナント、 特定百貨店店舗 の別
例	●●●店	衣料品類販売	午前 10 時 ～ 午後 9 時	午前 10 時 ～ 午後 8 時	テナント
1			午前 時 ～ 午後 時	午前 時 ～ 午後 時	
2			午前 時 ～ 午後 時	午前 時 ～ 午後 時	
3			午前 時 ～ 午後 時	午前 時 ～ 午後 時	
4			午前 時 ～ 午後 時	午前 時 ～ 午後 時	
5			午前 時 ～ 午後 時	午前 時 ～ 午後 時	
6			午前 時 ～ 午後 時	午前 時 ～ 午後 時	
7			午前 時 ～ 午後 時	午前 時 ～ 午後 時	
8			午前 時 ～ 午後 時	午前 時 ～ 午後 時	
9			午前 時 ～ 午後 時	午前 時 ～ 午後 時	
10			午前 時 ～ 午後 時	午前 時 ～ 午後 時	

※行数が不足する場合には、この一覧表をコピーしてください。

委 任 状（映画配給会社用）

令和 年 月 日

栃 木 県 知 事

代理人（受任者）【映画館運営事業者】

所 在 地 〒 _____
（ 住 所 ） _____

法 人 名 _____
代 表 者 名 _____
（ 氏 名 ） _____

私は、契約に基づき上記の者に映画を配給しております。今回上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 第4弾栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金大規模施設等協力金（以下、第4弾大規模施設等協力金という）の申請に係る事務に関する一切の権限
- 2 第4弾大規模施設等協力金に係る委任者分の協力金の受領に関する一切の権限

なお、受任者が協力金を受領した後、受任者より協力金を受け取るように取り決めておりますこと申し添えます。

委任者【映画配給会社】

所 在 地 〒 _____
（ 住 所 ） _____

法 人 名 _____
代 表 者 名 _____
（ 氏 名 ） _____

電 話 番 号 _____